



法人本部 妊娠障害休暇を 特別休暇の改悪提案

法人本部は2月16日(火)、特別休暇の改悪と助産師手当の新設、夜間特殊勤務手当引き上げなどを4月1日から実施したいと府立病院労組に対して提案してきました。提案内容は、リフレッシュ休暇、父母等の祭日の廃止、結婚休暇の見直し(日数の削減)など、特別産前産後休暇など特別休暇を廃止し病休対応などです。なお、妊娠障害休暇・生理休暇(3日→2日)・夏期休暇については、府労組連の取り組みによって存続させ、保育特別休暇については病院労組の強い要請や職場の状況を踏まえ存続し、15分時間短縮後も継続します。

強い要請で 保育特別休暇は存続 1日30分

病院労組

法人本部は提案理由として、「勤務条件については、原則として大阪府と同様の措置をしているが、大阪府において、国の制度や民間での導入状況を踏まえ、見直しが行われるため、病院機構においても必要な見直しを行う」としています。病院労組では昨年12月21日、2010年度要求書提出時に、「大阪府が保育休暇、リフレッシュ休暇等廃止や母性保護にかかる生理休暇、妊娠障害休暇、流産特別産前産後休暇を病休休暇として対応するという提案を府職労にした。女性が多くの病院職場において、これらの改悪が実施されると退職せざるを得ない職員が多くなり、ひどい欠員状況

特殊勤務手当の見直し 長年の要求である助産師手当新設、夜間特殊業務手当改善 一方、防疫等作業手当を月額から日額へ

特殊勤務手当の見直しでは、病院労組が結成当時から要求してきた助産師手当(月額3,000円)を新設することにも、すでに国立病院機構で改正されている夜間特殊業務手当(深夜の看護等の業務)の引き上げを行う、一方で呼吸器・アレルギー医療センターで月額支給されている防疫等作業手当を日額化する提案を行いました。

助産師手当については、昨年の秋季年末闘争において、今年度末までに法人本部は、全国の働く仲間の共同した取り組みで、妊娠障害休暇・生理休暇(3日→2日)・夏期休暇を存続させました。そして、今回の提案では病院労組の強い要請で病院職場において保育特別休暇を存続させ、勤務時

団体交渉で追及 母性保護の観点から 流産休暇・特産休の 存続をせよ

2月24日に行われた団体交渉では、病院労組の要請で保育特別休暇を存続した

は、全国の働く仲間の共同した取り組みで、妊娠障害休暇・生理休暇(3日→2日)・夏期休暇を存続させました。そして、今回の提案では病院労組の強い要請で病院職場において保育特別休暇を存続させ、勤務時

部が一定の方向性を示すことになっていました。また、医師派遣手当の新設、医師の地域手当の引き上げ、レジデント医師の報酬の引き上げ(35、000円アップ)の提案も併せて行いました。

特別休暇の見直しについて

平成22年 2月16日

- 1 提案理由
職員の勤務条件については、原則として、大阪府と同様に措置してきたところ。
特別休暇制度について、今般、府において、国制度や民間での導入状況などを踏まえ、見直しが行われるため、府立病院機構においても必要な見直しを行う。
- 2 改正内容
(1) 廃止するもの
・父母等の祭日 ・ボランティア ・家族(乳幼児の予防接種、学校行事参加) ・リフレッシュ(勤続10、20、30年)
(2) 付与日数等の内容を見直すもの
・生理による勤務困難：3日以内→2日以内
・結婚：連続7日以内(週休日等除く)→連続5日以内(週休日等含む)
(3) 特別休暇としては廃止し、病欠休暇として対応するもの
・流産 ・特別産前産後(産前産後期間を超えて必要な休養)
- 3 実施時期
平成22年 4月1日

手当の改正等について(提案)

平成22年 2月16日

- 1 特殊勤務手当の改正
(1) 夜間特殊業務等手当
病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師である職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事したとき、その勤務1回の支給額を次のとおり改正する。

時間	現行	改正後
深夜の全部	6,800円	7,600円
4H以上7H未満	3,300円	3,700円
2H以上4H未満	2,900円	3,200円
2H未満	2,000円	2,200円

(2) 防疫等作業手当
月額支給の規定を削除し、勤務一回、一日を単位とする日額支給とする。
- 2 助産師手当の新設
(1) 支給要件 助産師資格を有し、助産業務に従事する者
(2) 支給額 月額3,000円
- 3 医師派遣手当の新設
(1) 支給要件 他の府立の病院に派遣された医師
(2) 支給額 1日10,000円
- 4 医師の地域手当
医師(医療職基本給表(一)、副院長等基本給表及び病院長基本給表の適用を受ける職員)の地域手当の支給割合について、100分の14(現行100分の13)とする。
- 5 実施時期
平成22年 4月1日

2・19地域総行動

たたかいのうねりを創ろう

10春闘は本番を迎え、2・19地域総行動が取り組まれました。

大阪府下の各駅頭では、早朝から出勤する労働者、あるいは夕方の退勤する労働者に、派遣労働法の早期改正を求め、最低賃金の大幅アップや貧困と格差の解消などを訴え、公民一体の春闘にするため、地域からの奮闘が始まりました。

また、同日の昼間には、地域の他労組や商工会議所、自治体などを訪問し、最低賃金の引き上げや働くルールの確立などの署名・申入れ行動、夜には、集会とラモ、学習決起集会など終日の行動が取り組まれました。

府職労でも、昼から大阪府青少年活動財団労組など府関係団体労組の6団体に署名の申入れと各職場の状況などを聞き懇談を進めました。また、派遣法改正に向けて、府下の民主党国会議員への申入れも行いました。

しかし、活動の規模はまだまだ少なく、組合の一部役員にとどまってい

北大阪地区評

春闘学習交流会

2月9日

北大阪地区評は2月9日、春闘学習交流会を18名の参加で開催しました。

集会では、大阪自治労連小山副委員長から「派遣村」を生まない社会の現実と労働運動」というテーマで多喜二の「蟹工船」時代から現在の派遣労働の劣悪な実態、社会変革をふまえた今後の労働組合運動の展望など非常にリアルでわかりやすい講演を受けました。そのあと成人病Cや環境C、府税から職場報告しました。



交流会では、厳しい情勢であっても明るく打開していこうと下村議長を先頭に頑張る決意を固めました。

10春闘

働くルールの確立、貧困と格差の解消にむけ 地域から元氣に行動をすすめてよう

不安定な鳩山政権になっていますが、これを動かすのは、国民の声であり、労働者ももっと大きく声を上げていくことが求められています。雇用が進まず景気に対する不安や暗い話が多くある中で、地域の労働者や職場の仲間を声をかけ、あらゆる活動を成功させ、10春闘を元氣に明るく進めて行きましょう。